

倉敷市農業委員会農地部会議事録

1 開催日時 平成27年5月12日(火)午前10時00分から午前10時40分

2 開催場所 倉敷市役所 5階502会議室

3 出席委員(12人)

農地部会長 18番 小野 健児 委員

農地部会長代理 16番 栗坂 正 委員

農地部会長代理 17番 岡 勝嗣 委員

委員

1番 古川 敦己 委員 2番 柿本 太志 委員 4番 山地 康弘 委員

5番 中桐 敏憲 委員 8番 安田 公彦 委員 12番 亀山 徹 委員

13番 難波 克巳 委員 14番 黒岡 勝美 委員 15番 光田 稔 委員

4 欠席委員(6人)

3番 千田 甚治 委員 6番 田邊 洋樹 委員 7番 小幡 通隆 委員

9番 難波 福治 委員 10番 難波 朋裕 委員 11番 原田 龍五 委員

5 農業委員会等に関する法律24条(議事参与の制限)に該当した委員

4番 山地 康弘 委員 5番 中桐 敏憲 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第18条の規定による許可申請について

議案第5号 農用地利用集積計画について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

報告第5号 農用地利用配分計画について

報告第6号 農地法第5条の規定による許可申請の取り止めについて

報告第7号 農地法第5条の規定による届出の取り止めについて

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

次長 池原 伸一 主任 日下部 啓司 主任 坂本 和司

主任 小林 龍治 主任 則本 真知子 副主任 早乗 周治

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

事務局 池原次長	<p>(開会 午前10時00分)</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから農地部会を開催したいと思います。</p> <p>それで、議事に入りたいと思います。農地部会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会会議規則により、議長は農地部会長が務めることになっておりますので、これより議事の進行は小野農地部会長さんをお願いしたいと思います。小野部会長さんよろしく申し上げます。</p>
小野農地 部会長 (以下 「議長」)	<p>ただ今から、平成27年5月の農地部会を開会いたします。</p> <p>出席委員は18名中(12)名で、過半数に達しておりますので、農地部会は成立しております。</p> <p>それでは皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。倉敷市農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>それでは(12)番(亀山 徹)委員と(13)番(難波 克巳)委員 に申し上げます。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の坂本主任と早乗副主任を指名いたします。</p> <p>以上で議事日程第1を終わります。</p> <p>それでは議事に入ります。1頁をお開きください。</p> <p>議事日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 則本主任	<p>則本です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁に5件の申請がありました。</p> <p>権利の種類の内訳は、すべて所有権移転です。</p>

<p>議 長</p>	<p>それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。</p> <p>【議案第1号、1番から5番について調査票をもとに説明】</p> <p>今回申請のありました1番から5番につきましては、調査票のとおり問題のある案件はございませんでした。</p> <p>また、各地区協議会でご審議いただきましたが、調査票のとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものとして、異議なく許可とのことでした。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ですが、1頁1番から5番までの計5件は、別添調査票のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしということでございますので、議案第1号は、1頁1番から5番までの計5件は、許可と決定いたします。</p> <p>次に、2頁をお開きください。議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>それでは、事務局より議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局 早乗 副主任</p>	<p>早乗です。説明は座ってさせていただきます。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、3頁に3件の申請がございました。</p> <p>次に各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、あわせて参照してください。</p> <p>【議案第2号、1番から3番について調査票をもとに朗読・説明】</p> <p>1番及び、2番についてですが、特に問題はございませんでした。</p> <p>3番についてですが、墓地への進入路の同意書が添付されておりました。</p>

	<p>申請代理人に取下げ指導を行っているため保留となっております。</p> <p>以上により3番は保留。1番及び2番は、許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。</p> <p>また、この2件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」ですが、2頁1番から3番までの計3件の内、3番は保留。残り2件は、別添調査票のとおり農地法第4条第2項各号に該当しないものとして、許可ということでございますが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第2号は、2頁1番から3番までの計3件の内、3番は保留。残り2件は、許可と決定いたします。なお、許可とした2件につきましては、5月29日開催予定の岡山県農業会議 常任議員会議に諮問し、転用相当との答申を受けた時には、すみやかに許可書を交付することといたします。</p> <p>次に、3頁をお開きください。議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 早乗 副主任	<p>早乗です。説明は座ってさせていただきます。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、3頁から7頁にかけて33件の申請がありました。</p> <p>次に各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。</p> <p>【議案第3号、調査票をもとに朗読・説明】</p> <p>1番から21番についてですが、特に問題はございませんでした。</p>

	<p>22番についてですが、申請人は下庄で医療法人として診療所を経営しております。この度その診療所を移転することによる申請です。しかし、申請人が医療法人ではなく個人の名義になっております。申請代理人から事情を確認したところ、個人から医療法人に対して診療所を貸す形式、いわゆる貸店舗としたいとのことでしたが、これは集落に接続して設置される日常生活上又は業務上必要な施設に該当しません。申請代理人と協議した結果、申請人を医療法人に変更する必要があることから平成27年4月27日付けで取り下げ書が提出されたため、取下げとなっております。</p> <p>23番についてですが、22番と関連した業務であるため、22番の申請人を法人に修正した上で再度審査することとなり保留となっております。</p> <p>24番についてですが、特に問題はございませんでした。</p> <p>25番から30番についてですが、墓地への進入路の同意書が添付されておりました。申請代理人に取下げ指導を行っているため保留となっております。</p> <p>31番から33番についてですが、特に問題はございませんでした。</p> <p>以上により22番は取下げ。23番、25番から30番は保留。残りの25件は、許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。</p> <p>また、この25件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p> <p>事務局の説明では、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、3頁1番から7頁33番までの計33件の内、22番は取下げ。23番及び25番から30番は保留。残り25件は、別添調査票のとおり農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はありませんか。</p> <p>【 異議なしの声あり 】</p> <p>異議なしとのことですから、議案第3号は、3頁1番から7頁33番までの計33件の内、22番は取下げ。23番及び25番から30番は保留。残り25件</p>
議 長	
各委員	
議 長	

<p>事務局 則本主任</p>	<p>は、許可と決定いたします。なお、許可とした25件につきましては、5月29日開催予定の岡山県農業会議 常任会議員会議に諮問し、転用相当との答申を受けた時には、すみやかに許可書を交付することとします。</p> <p>次に、8頁をお開きください。議案第4号「農地法第18条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>則本でございます。それではご説明させていただきます。</p> <p>議案第4号「農地法第18条の規定による許可申請について」でございますが、8頁に1件の申請がありましたが、前回から保留の案件です。</p> <p>本件についてですが、平成26年11月18日受付で賃貸人から賃貸借解除もしくは解約の申し入れの許可申請があり、申請人の主張が農地法第18条第2項第2号「その農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにすることを相当とする場合（転用相当）」及び6号「その他正当の事由がある場合」に該当するか否かを審議しました。</p> <p>申請人の主張は</p> <p>(1) 賃借人は、約30年に渡って本件農地に作付しておらず、耕作の意思も見受けられない。</p> <p>(2) 本件農地は市街化区域内農地であり、賃借料は年15,000円であるのに対し、固定資産税・都市計画税は、賃借料の8倍を超えており、賃貸人は年間10万円を超える負担を余儀なくされている。農地が返還されれば子の家を建てたいと考えている。</p> <p>(3) これまでに何度か解約について賃借人と話をしているが、離作補償で折り合いがつかず合意に至っていない。</p> <p>ということです。</p> <p>処分理由案をご覧ください</p> <p>(4頁「4.農地法第18条第2項第2号の適用について、5.農地法第18条第2項第6号の適用について」を朗読)</p> <p>4 農地法第18条第2項第2号の適用について</p> <p>(1) 農地法第18条第2項第2号の「その農地又は採草放牧地を農地又は採</p>
---------------------	--

草放牧地以外のものにするを相当とする場合」とは、農地以外のものにする具体的な転用計画があり、その転用の目的、転用計画の確実性及びその農地等の立地条件等から見て、その農地についての当該転用計画にしたがう農地転用についての許可が十分見込まれ、かつ、賃借人の契約及び生計の状況並びに離作条件等からみて、その転用計画実現のため賃貸借関係を終了させることが社会通念上相当と認められる場合が該当するものと考えられる。

(2) 本件においては、以下の理由により本号には該当しないと判断する。

現在の賃借料は年15,000円であり、申請人は解約に際しての離作補償は50万円を提示している。

賃貸人の主張では、本件農地返還後の利用計画について、子の家を建築したいと考えているとしている。

本件農地は市街化区域内農地であり、農地転用については農地法第4条第1項第7号又は第5条第1項第6号の規定により届出を行うこととされ、許可は要さないが、届出事項として転用の目的及び時期並びに転用の目的に係る事業、転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害防除施設の概要等を定めている。しかしながら賃貸人の主張からは、これらの届出事項に関する内容がすべて整っているとは言えない。賃貸人自身も子がアパート住まいであるため持家をと考えているが、具体的な建築計画までには至っていないと述べている。

また、賃貸人が申請事由の詳細として、本件農地に係る固定資産税・都市計画税は、賃借料の8倍を超えていることを挙げているが、その中で引用している、平成13年3月28日最高裁判例では「宅地並み課税の制度目的には宅地の供給を促進することが含まれているのであるから、農地所有者が宅地並み課税によって受ける上記の不利益は、当該農地の賃貸借契約を解約し、これを宅地に転用した上、宅地として利用して相応の収益を挙げることによって解消することが予定されているのである。(中略)当該農地の賃貸借契約について合意解約ができない場合には、農地所有者は、具体的な転用計画があるときには法20条(現在は18条)第2項第2号に該当するものとして、あるいは当該農地が優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域である市街化区域内にあることや逆ざや現象が生じていることをもって同項5号(現在は6号)に該当するものとして、解約について知事の許可を申請し、具体的事案に応じた適正な離作料の支払いを条件とした知事の許可を得て、解

約を申し入れることができるものと解される。」と判示している。

この判例にある「宅地並み課税」とは、三大都市圏の特定市の市街化区域内農地（特定市街化区域内農地）に課されるものであるが、本件農地は、宅地並み課税がなされる特定市街化区域内農地ではなく、農地に準じた課税を行う一般市街化区域内農地であるため、この判例をもって、本件の解約理由にそのまま引用することはできない。

(3) これらを総合的に判断すると、農地以外のものにする具体的な転用計画があり、その転用計画実現のため賃貸借関係を終了させることが社会通念上相当とは認められないため、「その農地を農地以外のものにするを相当とする場合」に該当しないと判断する。

5 農地法第18条第2項第6号の適用について

(1) 農地法第18条第2項第6号の「その他正当の事由がある場合」とは、同項第1号から第5号までに掲げる事由に該当しない場合であっても、なお18条許可制度の趣旨から、当該具体的事情の下では許可することが相当と考えられる場合に用いるものであり、具体的には賃借人から解除する場合、賃借人が離農する場合等がこれに当たると解する。

そして、国が示した「農地法関係事務に係る処理基準について」(平成12年6月1日 12構改B404,最終改正 平成26年3月31日 25経営3937)の第9の2の(4)「法第18条第2項第6号の判断基準」によると、「法第18条第2項第6号の『その他正当の事由がある場合』とは、賃借人の離農等により賃貸借を終了させることが適当であると客観的に認められる場合とする。これらの判断に当たっては、個別具体的な事案ごとに様々な状況を勘案し、総合的に判断する必要があるが、法第2条の2の責務規定が設けられていることを踏まえれば、賃借人が農地を適正かつ効率的に利用していない場合は、法第18条第2項第1号に該当しない場合であっても、同項第6号に該当することがあり得る。このため、賃貸借の解約等を認めることが農地の適正かつ効率的な利用につながると考えられる場合には積極的に許可を行うべきである。」とされている。

(2) 本件においては、以下の事情が認められることから、本号に該当すると判断する。

本件農地は、市街化区域内農地であり、農地の南及び西側が宅地、東側が畑、

北側が道路に面しており、周囲とは約1メートルの高低差があり、北側以外の三方を擁壁に囲まれている状態である。

賃貸人の主張では、約30年間賃借人は本件農地に作付けしていないとしていたが、賃借人の親戚及び利害関係のない近隣農業者の証言から、賃借人が本件農地に作付けを行っていない期間は少なくとも5年であると認められ、長期間作付けしていないとまでは言えない。

賃借人の主張では、周囲の状況の変化により、本件農地に水がたまるようになって耕作が困難となり、約5年前まで機械を借りていた親戚も農業をやめ、機械も売ってしまったため、現状のままでは作付けができないと述べている。

農業委員会が、賃借人に以前機械を貸していたという親戚に確認したところ、当該親戚が以前は賃借人を手伝っていたこと及び数年前に農機具を手放していた事実が認められる。そして、農業委員会が平成26年11月30日及び平成27年4月19日に現地を確認したところ、同日時点において双方の主張通り農地全面がビニールシートで覆われていた。また、隣地との境に溝が少し掘られていたが、本件農地北側にある側溝も幅が狭く浅いため、水が入りやすく抜けにくい状況であると考えられる。

そして、賃借人の状況を検討すると、賃借人の主な収入は年金であり、自作地において野菜や果樹を栽培しているが、賃借人自身の体調不良から、現状は主として自家消費であり、農業収入を見込めるほどではない。農業従事者は賃借人と賃借人の妻であり、子はいるが現時点では後継者はいないと述べている。

賃借人は、自作地では主に自家消費用の野菜等を作付しているが、本件農地については少なくとも5年前から作付けをしていないと認められることから、本件農地を返還した場合に農業経営上の損害はなく、また返還により野菜や米の購入費用が別途発生するような、生計に特段の支障をきたすことはないと考えられる。

さらに、以前賃借人自らも、現在の農地の状態のままでは耕作困難であり作付けできないことから、離作補償次第で本件農地を返還し、賃貸人が売買しても家を建ててよいと申し出ている。

上記4(2)において述べた判例については、本件申請にそのまま引用できるものではないが、本件農地に係る固定資産税・都市計画税相当額は現在年121,793円であり、賃借料の8倍を超えており、いわゆる逆ざや現象になっている。

	<p>(3) これらを総合的に判断すると、本件農地の立地条件から農地としての利用が困難であり、宅地転用もやむを得ないと認められることや逆ざや現象が生じていることから「その他正当の事由がある場合」に該当すると判断する。</p> <p>以上の内容について、倉敷南地区協議会でご審議いただきましたが、処分理由書案のとおり農地法第18条第2項第6号に該当するものと判断されるため、解約の申し入れについて許可意見とのことでした。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第4号「農地法第18条の規定による許可申請について」は、8頁1番は許可とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はありませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしということですから、議案第4号は、8頁1番は許可と決定いたします。なお、許可とした1件につきましては、5月29日開催予定の岡山県農業会議 常任会議員会議に諮問し、許可との答申を受けた時には、すみやかに許可書を交付することとします。</p> <p>次に、9頁をお開きください。議案第5号「農用地利用集積計画について」を議題とします。</p> <p>おそれいります、中桐委員さんと山地委員さんに関係する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第24条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。</p> <p>(中桐委員 山地委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 則本主任	<p>則本です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第5号の「農用地利用集積計画について」でございますが、9頁から21頁にかけて108件の計画が、倉敷市農林水産課に提出され、農業委員会に協議がございました。</p>

	<p>利用権の種類の内訳は、賃貸借25件、使用貸借83件です。</p> <p>また、利用期間については、更新が35件、更新切れを含む新規が73件です。</p> <p>今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地中間管理機構によるものが3件、農地利用集積円滑化団体によるものが27件、農業生産法人によるものが15件、個人によるものが63件です。</p> <p>面積は256,792.84㎡です。(そのうち農地中間管理機構によるものは、使用貸借3件で、面積は5,681㎡です。)</p> <p>借り手は耕作面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備はありませんでした。</p> <p>議案第5号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、108件とも承認が相当と判断します。</p> <p>なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。</p> <p>ご審議のほどよろしく、お願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第5号「農用地利用集積計画について」は9頁1番から21頁108番までの計108件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、承認とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第5号は、9頁1番から21頁108番までの計108件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、承認と決定いたします。</p> <p>事務局、中桐委員さんと山地委員さんに入室するように伝えてください。</p> <p>(中桐委員 山地委員 入室)</p>
議 長	<p>中桐委員さんと山地委員さんに報告いたします。</p> <p>議案第5号は、9頁1番から21頁108番までの計108件は、承認されまし</p>

<p>事務局 坂本主任</p>	<p>たことを報告いたします。</p> <p>次に22頁をお開きください。</p> <p>ここからは報告案件です。</p> <p>報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について</p> <p>25頁をお開きください。</p> <p>報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について</p> <p>28頁をお開きください。</p> <p>報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について</p> <p>34頁をお開きください。</p> <p>報告第4号 農地法第18条の規定による通知について</p> <p>36頁をお開きください。</p> <p>報告第5号 農用地利用配分計画について</p> <p>37頁をお開きください。</p> <p>報告第6号 農地法第5条の規定による許可申請の取り止めについて</p> <p>38頁をお開きください。</p> <p>報告第7号 農地法第5条の規定による届出の取り止めについて</p> <p>一括して事務局に説明をお願いします。</p> <p>22頁をお開きください。</p> <p>報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、22頁から24頁にかけて18件の届出がありました。</p> <p>本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。</p> <p>次に25頁をお開きください。</p> <p>報告第2号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、25頁から27頁にかけて19件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に28頁をお開きください。</p> <p>報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」で</p>
---------------------	--

<p>議 長</p> <p>各委員</p> <p>議 長</p>	<p>ございますが、28頁から33頁にかけて28件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に34頁をお開きください。</p> <p>報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」でございますが、34頁から35頁にかけて16件の通知が農業委員会に提出されました。</p> <p>以上1号は相続による所有権、賃借権の取得に係る許可の要らない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。</p> <p>次に36頁をお開きください。</p> <p>報告第5号「農用地利用配分計画について」でございますが、36頁に、3件の利用配分計画が岡山県知事により認可されました。こちらは、農地中間管理機構である公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が、平成27年4月1日付けで農地中間管理権を取得した農地において、借り手との賃貸借又は使用貸借権が設定されたものです。</p> <p>次に37頁をお開きください。</p> <p>報告第6号「農地法第5条の規定による許可申請の取り止めについて」でございますが、37頁に1件の取り止めが農業委員会に提出されました。</p> <p>次に38頁をお開きください。</p> <p>報告第7号「農地法第5条の規定による届出の取り止めについて」でございますが、38頁に1件の取り止めが農業委員会に提出されました。</p> <p>報告案件については以上です。</p> <p>ご確認のうえ、ご承認をお願いします。</p> <p>ただいまの事務局の説明について、なにかご質問がありますか。</p> <p>【 異議なしの声あり 】</p> <p>ご異議ないものと認め、報告第1号から報告第7号についてはすべて承認することと決定します。</p> <p>事務局他に、何かありますか。</p>
----------------------------------	---

事務局 池原次長	ご審議ありがとうございました。 次回の農地部会は、平成27年6月10日(水)午前10時より、倉敷市役所502会議室にて予定しております。 事務局からは以上でございます。
議 長	皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を当部会にご出席をいただき、迅速かつ適切なお審議をたまわり、誠にありがとうございました。皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。 次回農地部会は先ほど事務局から案内があったとおりですので、ご出席のほど、よろしくお願いたします これにて、散会いたします。 (閉会 午前10時40分)

農業委員会部会会議規則第11条第2項の規定により署名・押印をする。

平成27年5月12日

倉敷市農業委員会

農地部会長

署名委員

署名委員